

LRIT(長距離船舶識別システム)について

海上保安庁 総務部情報通信課
技術企画官

栗井次雄

LRITの定義

(IMO HPより)

- LRITシステムは世界的に船舶を識別し追跡するためのものである。
- 船舶のLRIT情報送信義務及び、締約国政府並びにLRIT情報の入手権限を有する捜索救助機関の権利及び義務については、SOLAS条約の第V章19-1規則に規定されている。
- LRITシステムは、LRIT情報を送信する船上装置、通信事業者CSP、アプリケーションサービス事業者ASP、VMSを含むLRITデータセンター、LRITデータ配信計画及び国際LRITデータ交換により構成される。LRITシステムの業務の一部については、すべての締約国政府に代わり、LRIT調整機関による監査の対象となる。
- LRIT情報は要求に応じ、1974年SOLAS条約の締約国及び権利を有する捜索救助機関に対して国内、地域、共同または国際データセンターから国際LRITデータ交換を通じて提供される。
- 各主管庁は、選定したLRITデータセンターに対し、LRIT情報を送信すべき自国籍の船舶情報を他の関連情報とともに提供し、内容に変更が生じ次第速やかに更新するものとする。船舶はLRIT情報を自国主管庁が選定したデータセンターに対してのみ送信するものとする。

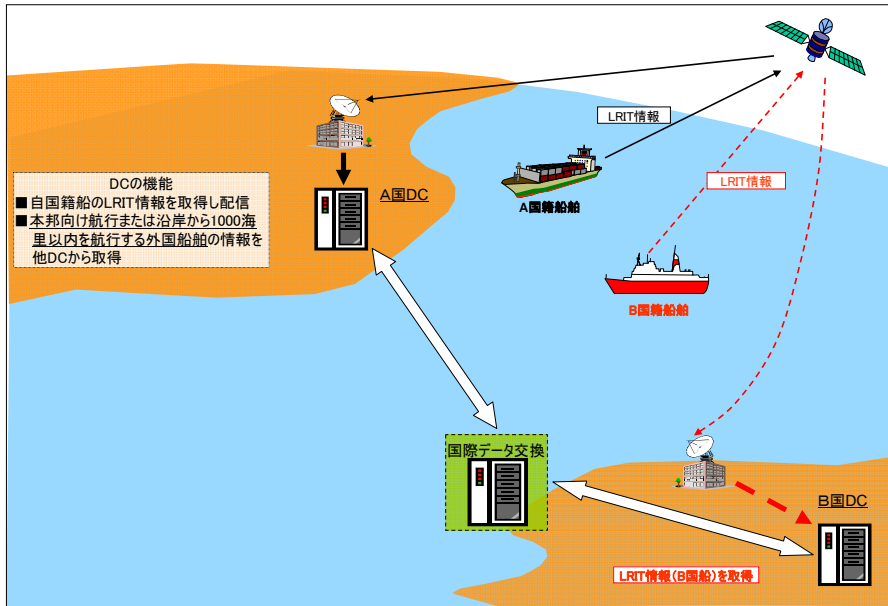
LRIT導入の経緯

- 2001年米国同時多発テロを契機に米国が導入を提唱
- 外洋の船舶動静を把握することにより、海上におけるセキュリティを強化



- 2002年 2月
外洋の船舶動静を把握するための新システム導入を米国がIMOに提案
- 2003年11月
米がSOLAS条約へのLRIT導入改正案を提出
- 2004年 5月
LRITの目的を安全や環境保護にも拡大すべきとして、継続検討
- 2004年12月
当面セキュリティに限定して導入を図ることに合意
- 2005年 5月
米国は性能基準の合意を待たず条約改正採択を求める
- 2006年 5月
LRITのためのSOLAS改正条約を採択
- 2008年 1月 1日
条約発効
- 2008年12月31日
条約実施





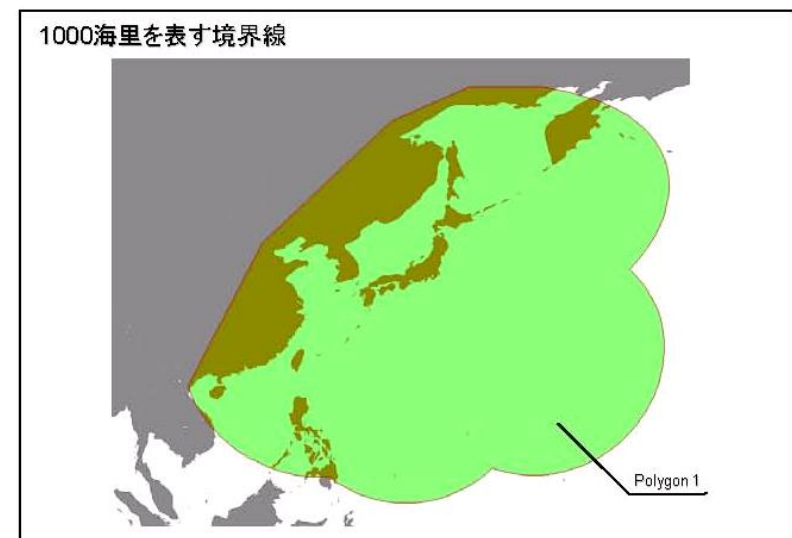
LRIT情報の利用権限

- **旗国**
自国籍船舶の情報を6時間ごとに取得する
(船舶の義務)
- **入港国**
自国向け航行する船舶の情報を位置に関わらず取得できる
- **沿岸国**
自国沿岸を航行する船舶の情報を沿岸1,000海里を限度として取得できる

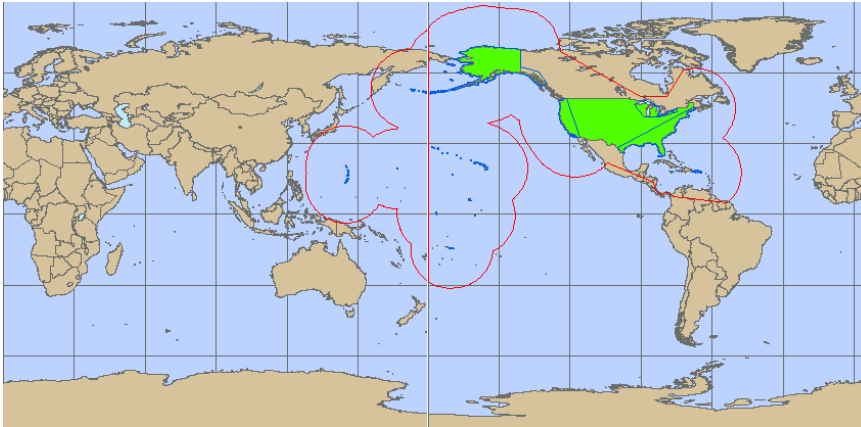
LRIT情報の利用権限

- 内水にある船舶の保護
- 領海内にある自国籍船舶の保護
- 特定国に対する情報提供の拒否

LRIT情報の利用権限



LRIT情報の利用権限



米国沿岸1,000海里

AISとLRITの違い

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 地上波 (VHF) • 沿岸及び船舶から数十海里以内程度 • 船名、国籍、識別記号、信号符字長さ、幅、喫水位置、針路、速力、回頭率、航海状態仕向地、危険物有無 • 速力等に応じ2秒~3分毎 • 船舶からの放送 | <ul style="list-style-type: none"> • 衛星通信 • 外洋全般 • 識別記号、位置 • 原則6時間毎 • 船~陸間の1対1通信 |
|--|---|

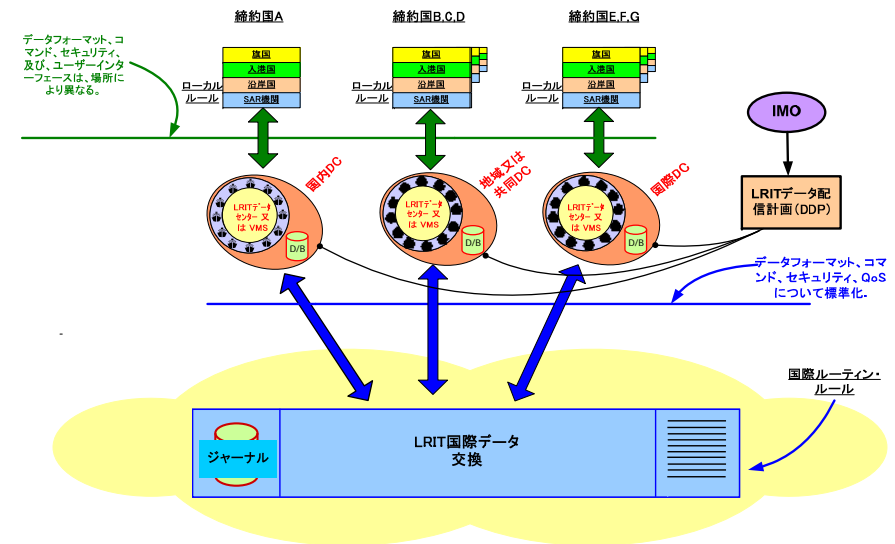
LRIT調整機関

- LRITシステム構築のための技術検討参画
- データセンター等のシステム試験結果の承認
- システム運営に関する紛争等の調停
- データセンターの業務監査
- (料金体系、適正なSAR利用確認等)



IMOの指名によってIMSO(国際移動衛星通信機構)が実施

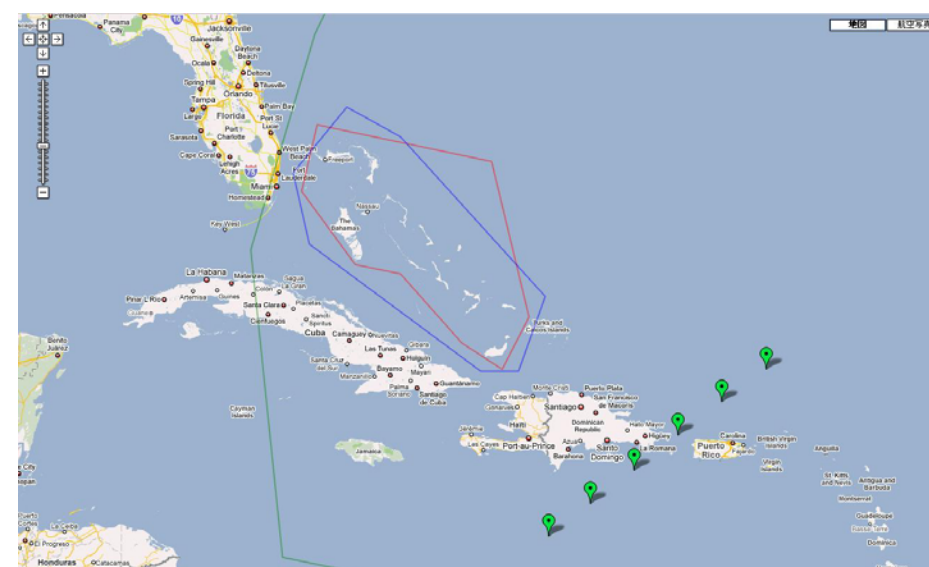
LRITシステム構成図



LRIT運用画面(例)



LRIT運用画面(例)



LRIT導入の現状と課題(2009年2月)

- 実運用環境に到達したデータセンター : 0
- 暫定措置期間の設定
(本年6月末までの導入促進とPSCの抑制)
 - IMOへのDC設置計画の提出
 - 船上装置の装備
 - 有効な証書類の備え付け
- システム試験の実施と承認の取得
- データ料金体系 ⇒ 売れ残りデータの処理問題
- IMSO業務にかかる経費の問題
- IDE(国際データ交換)の恒久化
- 衛星AISシステムとの関係
- 内水航行の問題